

京都市告示第340号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次のとおり「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

令和元年9月24日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
特定非営利活動法人 手術を受けた子ども の成長支援	京都市上京区西三本木通荒 神口下る上生洲町197- 1 青蓮会館	当該法人の 主たる目的 である業務	令和元年7月10日 から令和4年7月9 日までに支出された 寄附金

(行財政局税務部税制課)